

収支内訳書は罰則のない「訓示規定」 提出しない事で不利益な扱いは受けません



確定申告を終えた会員から「税務署から『収支内訳書』が送られてきたが、どうしたらいいのか？」との問い合わせが来ています。

「収支内訳書」は提出しなくても罰則はありません。第101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」という付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。

これから支部・班で行われる会合では、「収支内訳書とは？」「税務署の調査に法的な根拠は？」などの討議を進めながら、納税者の権利についてみんなで学びましょう。(再度掲載します)



☆会費納入にご協力を☆

民商は皆さんの会費で運営されています。不況の中でたいへんですが、早めの納入へご協力をお願いします。また、事務所に届けて頂けると助かります。

共済会からお知らせ 受診券はなくさず保管を

国保加入者の所に、今年度の特定健診「受診券」が届いています。共済会では今年も秋(11月頃)に集団健康診断を予定しています。健診を受ける時に「受診券」が必要になりますので、なくさず保管してください。他の健康保険(社会保険・建設国保など)も関係書類が届く時期かと思えますので、大切に保管して下さい。



納税者権利の尊重を

●納税者権利尊重の徹底

●納税者権利の尊重

項目	内容
所得割率	19%以下
住民税	10%以下
地方債	10%以下
地方債	10%以下
地方債	10%以下

増税 NO!

増税は企業にとっての負担増であり、結果的に消費者への転嫁が避けられず、物価高騰の原因となる。増税反対の声を挙げて、増税を阻止しよう。

増税は企業にとっての負担増であり、結果的に消費者への転嫁が避けられず、物価高騰の原因となる。増税反対の声を挙げて、増税を阻止しよう。

増税は企業にとっての負担増であり、結果的に消費者への転嫁が避けられず、物価高騰の原因となる。増税反対の声を挙げて、増税を阻止しよう。

大増税反対

増税は企業にとっての負担増であり、結果的に消費者への転嫁が避けられず、物価高騰の原因となる。増税反対の声を挙げて、増税を阻止しよう。



消費税は大企業減税の穴うめ

消費税率は10%に引き上げられ、大企業は減税の穴をうめて利益を増やしている。中小企業は増税の影響を受け、経営が厳しくなっている。

消費税率は10%に引き上げられ、大企業は減税の穴をうめて利益を増やしている。中小企業は増税の影響を受け、経営が厳しくなっている。

消費税率は10%に引き上げられ、大企業は減税の穴をうめて利益を増やしている。中小企業は増税の影響を受け、経営が厳しくなっている。